



# 土木工事施工管理基準の一部改正について

技術基準の種類: 技術管理  
通知日: 平成元年4月20日

事務連絡  
平成元年4月20日

部内各課  
各土木事務所  
鳥取空港建設事務所  
鳥取港湾事務所  
技術担当課長補佐殿

管理課技術管理室長

## 土木工事施工管理基準の一部改正について

このことについて、平成元年3月30日付発管第372号で通知したところですが、この適用にあたり、別紙のとおり留意していただくようよろしくお願いいたします。

(別紙)

2. 「第4品質管理3品質管理における、測定又は試験場所の区分のうち下層路盤及び粒度調整路盤の材料試験中修正CBRの試験場所の区分」について

(留意点)

これは、昭和57年4月24日付け発管第119号で通知した土木施工管理基準p.94に記載されている試験場所の区分について改めているものである。

「1,000m<sup>2</sup>以上の工事について30%以上、1工事1回以上をセンターで行う。」

を

「使用承認資料提出時から1か月以内のセンターの試験成績証明書〔骨材の生産地(住所、採種業者名等)が明記されているもの〕と同一材料とみなされる場合に限り、その写しの提出。または、必要に応じて1工事1回以上をセンターで行う。」

に改めたものである。

この中で、使用承認資料の提出は、使用材料が現地搬入される時点を見はからって行うものとする。